

令和 8 年 2 月 13 日 開会

令和 8 年 2 月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	令和 8 年度徳島県一般会計予算	1 頁
第 2 号	令和 8 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計予算	21
第 3 号	令和 8 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	23
第 4 号	令和 8 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	25
第 5 号	令和 8 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	27
第 6 号	令和 8 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算	29
第 7 号	令和 8 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算	31
第 8 号	令和 8 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	33
第 9 号	令和 8 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	35
第 10 号	令和 8 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計予算	37
第 11 号	令和 8 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	39
第 12 号	令和 8 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	41
第 13 号	令和 8 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	43
第 14 号	令和 8 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	47
第 15 号	令和 8 年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	49
第 16 号	令和 8 年度徳島県証紙収入特別会計予算	51
第 17 号	令和 8 年度徳島県公債管理特別会計予算	53
第 18 号	令和 8 年度徳島県病院事業会計予算	55
第 19 号	令和 8 年度徳島県電気事業会計予算	59
第 20 号	令和 8 年度徳島県工業用水道事業会計予算	63
第 21 号	令和 8 年度徳島県土地造成事業会計予算	67

第	22	号	令和8年度徳島県駐車場事業会計予算	69頁
第	23	号	令和8年度徳島県流域下水道事業会計予算	71
第	24	号	徳島県石油コンビナート等防災本部条例の廃止について	75
第	25	号	徳島県行政手続条例の一部改正について	77
第	26	号	徳島県公益認定等審議会条例の一部改正について	79
第	27	号	知事等の給与に関する条例の一部改正について	81
第	28	号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	83
第	29	号	徳島県行政財産使用料条例の一部改正について	85
第	30	号	徳島県税条例等の一部改正について	87
第	31	号	徳島県環境審議会設置条例の一部改正について	89
第	32	号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	91
第	33	号	徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について	93
第	34	号	国民健康保険法施行条例の一部改正について	95
第	35	号	徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に 関する条例の一部改正について	97
第	36	号	県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について	99
第	37	号	道路法施行条例の一部改正について	101
第	38	号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について	103
第	39	号	徳島県教育振興審議会設置条例の一部改正について	105
第	40	号	徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部改正について	107
第	41	号	金属くず取扱業に関する条例の廃止について	109
第	42	号	令和7年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費に対する受益市町村負担金について	111
第	43	号	吉野川下流域用水事業費に対する受益市町負担金について	115

第 44 号	徳島県立体駐車場（仮称）整備工事の請負等契約について	117
第 45 号	徳島県立農林水産総合技術支援センター漁業調査船建造工事の請負契約について	119
第 46 号	権利の放棄について	121
第 47 号	権利の放棄について	123
第 48 号	権利の放棄について	129
第 49 号	包括外部監査契約について	135
第 51 号	令和7年度徳島県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について	137
報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	141
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	143
報告第3号	損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	145
報告第4号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	147

第 1 号

令和 8 年 度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

令和8年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ535,758,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 88,500,000
	1 県 民 税	34,109,130
	2 事 業 税	22,264,243
	3 地 方 消 費 税	17,093,381
	4 不 動 産 取 得 税	1,581,622
	5 県 た ば こ 税	786,041
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	247,519
	7 軽 油 引 取 税	2,848,087
	8 自 動 車 税	9,557,680
	9 鉱 区 税	1,142
	10 狩 猟 税	10,718
	11 旧 法 に よ る 税	437
2 地 方 消 費 税 清 算 金		40,557,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	40,557,000

	3 地 方 譲 与 税		17,740,000	
		1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	16,232,000	
		2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,214,000	
		3 石 油 ガ ス 譲 与 税	48,000	
		4 自 動 車 重 量 譲 与 税	107,000	
		5 森 林 環 境 譲 与 税	138,000	
		6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000	
	4 地 方 特 例 交 付 金		3,480,000	
		1 地 方 特 例 交 付 金	3,480,000	
	5 地 方 交 付 税		157,000,000	
		1 地 方 交 付 税	157,000,000	
	6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		151,000	
		1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	151,000	
	7 分 担 金 及 び 負 担 金		6,219,360	
		1 分 担 金	152,837	
		2 負 担 金	6,066,523	
	8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,408,626	

		1 使 用 料	4,060,630
		2 手 数 料	1,347,996
	9 国 庫 支 出 金		61,318,767
		1 国 庫 負 担 金	30,829,980
		2 国 庫 補 助 金	29,730,450
		3 委 託 金	758,337
	10 財 産 収 入		1,367,372
		1 財 産 運 用 収 入	1,150,023
		2 財 産 売 払 収 入	217,349
	11 寄 附 金		28,138
		1 寄 附 金	28,138
	12 繰 入 金		30,202,048
		1 特 別 会 計 繰 入 金	797,155
		2 基 金 繰 入 金	29,404,893
	13 繰 越 金		1,000,000
		1 繰 越 金	1,000,000
	14 諸 収 入		77,077,689

	1	延滞金、加算金及び過料等	88,910
	2	県預金利子	25,000
	3	公営企業貸付金元利収入	5,040,000
	4	貸付金元利収入	64,558,281
	5	受託事業収入	794,541
	6	収益事業収入	2,687,275
	7	雑入	3,883,682
15 県債			45,708,000
	1	県債	45,708,000
歳入合計			535,758,000

歳出			
款	項	金額	
1 議会費		千円 984,857	
	1 議会費	984,857	
2 総務費		32,444,415	
	1 総務管理費	16,761,561	

		2 企 画 費	6,984,114	
		3 徴 税 費	2,664,806	
		4 市 町 村 振 興 費	1,874,375	
		5 選 挙 費	265,676	
		6 防 災 費	3,207,953	
		7 統 計 調 査 費	329,920	
		8 人 事 委 員 会 費	165,606	
		9 監 査 委 員 費	190,404	
	3 民 生 費		73,181,608	
		1 社 会 福 祉 費	50,015,184	
		2 児 童 福 祉 費	18,545,889	
		3 生 活 保 護 費	4,620,535	
	4 衛 生 費		29,547,412	
		1 公 衆 衛 生 費	7,378,115	
		2 環 境 衛 生 費	2,832,977	
		3 保 健 所 費	1,836,609	
		4 医 薬 費	7,035,775	

		5 病 院 事 業 費	10,463,936	
	5 労 働 費		3,401,359	
		1 労 政 費	2,266,515	
		2 職 業 訓 練 費	1,028,959	
		3 労 働 委 員 会 費	105,885	
	6 農 林 水 産 業 費		35,303,351	
		1 農 業 費	4,131,324	
		2 園 芸 費	793,702	
		3 畜 産 業 費	1,749,799	
		4 農 地 費	15,138,424	
		5 林 業 費	9,882,988	
		6 水 産 業 費	3,607,114	
	7 商 工 費		66,310,608	
		1 商 業 費	60,182,966	
		2 工 鉱 業 費	3,966,356	
		3 観 光 費	2,161,286	
	8 土 木 費		53,980,272	

		1 土 木 管 理 費	3,592,180	
		2 道 路 橋 り よ う 費	24,304,472	
		3 河 川 海 岸 費	14,047,059	
		4 港 湾 費	4,717,833	
		5 都 市 計 画 費	5,608,531	
		6 住 宅 費	1,710,197	
	9 警 察 費		24,182,456	
		1 警 察 管 理 費	21,432,378	
		2 警 察 活 動 費	2,750,078	
	10 教 育 費		96,590,749	
		1 教 育 総 務 費	16,296,630	
		2 小 学 校 費	25,515,569	
		3 中 学 校 費	15,457,965	
		4 高 等 学 校 費	23,057,680	
		5 特 別 支 援 学 校 費	8,989,789	
		6 社 会 教 育 費	3,999,236	
		7 保 健 体 育 費	3,273,880	

	11 災 害 復 旧 費		10,969,200	
		1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,728,200	
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,141,000	
		3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	
	12 公 債 費		65,332,000	
		1 公 債 費	65,332,000	
	13 諸 支 出 金		43,229,713	
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	16,849,184	
		2 利 子 割 交 付 金	595,330	
		3 配 当 割 交 付 金	1,535,221	
		4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,030,292	
		5 法 人 事 業 税 交 付 金	1,701,417	
		6 地 方 消 費 税 交 付 金	20,324,953	
		7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	173,216	
		8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100	
		9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	
	14 予 備 費		300,000	

	1 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	535,758,000

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	宮平トンネル新設事業	千円 4,300,000	8	千円 300,000
				9	1,300,000
				10	1,400,000
				11	1,300,000
	4 港 湾 費	浅川港海岸水門整備事業	900,000	8	300,000
				9	300,000
				10	300,000

第3表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
徳島県消防学校等改修事業工事請負等契約	令 和 9 年 度	163,200千円
徳島県職員奨学金返還支援費に係る補助金	自 令和8年度 至 令和16年度	112,500千円

地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 至 令和8年度 令和18年度	元金 1,071,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
万代庁舎改修工事請負等契約	自 至 令和9年度 令和10年度	1,323,930千円
合同庁舎改修工事請負等契約	令 和 9 年 度	59,016千円
納税通知書等作成業務委託契約	令 和 9 年 度	18,200千円
県税システム運用保守業務委託契約	自 至 令和9年度 令和13年度	639,000千円
住民基本台帳ネットワークシステム回線利用契約	自 至 令和9年度 令和13年度	7,239千円
選挙公報印刷製本契約	令 和 9 年 度	5,179千円
臨時啓発業務委託契約	令 和 9 年 度	10,000千円
人事給与システム等構築業務委託契約	自 至 令和9年度 令和10年度	1,190,000千円
宿泊施設投資促進事業に係る補助金交付指令	自 至 令和9年度 令和16年度	1,000,000千円
ワールドマスタースゲームズ2027関西企画運営事業に係る負担金	令 和 9 年 度	521,300千円
藍場浜公園西エリア新ホール整備事業設計委託契約	自 至 令和9年度 令和10年度	535,000千円
藍場浜公園西エリア新ホール整備事業コンストラクションマネジメント支援業務委託契約	自 至 令和9年度 令和10年度	29,000千円
文学書道館屋上防水等工事請負等契約	令 和 9 年 度	57,600千円
食肉衛生検査所外壁等改修工事請負契約	令 和 9 年 度	8,850千円
ごみ処理長期広域化・集約化計画策定業務委託契約	令 和 9 年 度	13,100千円

奨学金返還支援費に係る補助金	自 至 令和8年度 令和26年度	360,000千円
児童相談所一時保護施設（仮称）整備事業設計委託契約	令和9年度	49,800千円
児童相談所一時保護施設（仮称）建設地地質調査業務委託契約	令和9年度	12,150千円
徳島保健所電気設備等改修工事請負契約	令和9年度	504,823千円
徳島県立障がい者交流プラザ照明設備等改修工事請負契約	令和9年度	7,600千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	令和9年度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 至 令和9年度 令和21年度	12,000,000千円
医光／医工融合プログラム修学支援費に係る補助金	自 至 令和9年度 令和12年度	48,000千円
公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	令和9年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
工業技術センター受変電設備改修工事請負等契約	令和9年度	192,500千円
中央テクノスクール実習棟照明設備改修工事請負等契約	令和9年度	3,300千円
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自 至 令和9年度 令和19年度	融資額 70,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償

GREEN×EXPO2027県産花き魅力発信事業業務委託契約	令和9年度	2,000千円	
家畜保健衛生所再編整備事業工事請負等契約	令和9年度	377,900千円	
公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自 令和8年度 至 令和64年度	融資額 121,290千円 に対するつぎにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額	
県有種苗生産施設海水取水施設改修工事請負契約	令和9年度	40,000千円	
中山間地域農村活性化総合整備事業工事請負等契約	令和9年度	30,000千円	
県営かんがい排水事業工事請負等契約	令和9年度	70,000千円	
広域営農団地農道整備事業工事請負等契約	令和9年度	110,000千円	
経営体育成基盤整備事業工事請負等契約	令和9年度	40,000千円	
農業水利施設保全対策事業工事請負等契約	令和9年度	578,000千円	
耕地地すべり防止事業工事請負等契約	令和9年度	120,000千円	
老朽ため池等整備事業工事請負等契約	令和9年度	455,000千円	

地盤沈下対策事業工事請負等契約	令和 9 年 度	30,000千円
特定農業用管水路等特別対策事業工事請負等契約	令和 9 年 度	45,000千円
広域漁港整備事業工事請負等契約	令和 9 年 度	200,000千円
水産物供給基盤機能保全事業工事請負等契約	令和 9 年 度	300,000千円
水域環境保全創造事業工事請負等契約	令和 9 年 度	100,000千円
漁港海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和 9 年 度	120,000千円
県単独漁港漁場整備事業工事請負等契約	令和 9 年 度	30,000千円
森林基盤整備事業工事請負等契約	令和 9 年 度	200,000千円
治山事業工事請負等契約	令和 9 年 度	128,000千円
林野地すべり防止事業工事請負等契約	令和 9 年 度	72,000千円
資材単価調査業務委託契約	令和 9 年 度	11,000千円
工事基礎情報管理システム構築等業務委託契約	自 至 令和 9 年 度 令和 15 年 度	1,226,000千円
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自 至 令和 9 年 度 令和 18 年 度	融資額 2,500,000千円 及び金利 5 % の範囲 内における債務保証
徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自 至 令和 9 年 度 令和 18 年 度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利 5 % の範囲 内の金額

道路維持作業用自動車売買契約	令和9年度	5,000千円
道路維持管理業務委託契約	令和9年度	250,000千円
道路局部改良事業工事請負等契約	令和9年度	90,000千円
路側整備事業工事請負等契約	令和9年度	40,000千円
道路改築事業工事請負等契約	令和9年度	760,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和9年度	1,360,000千円
橋りょう修繕事業工事請負等契約	令和9年度	40,000千円
街路事業工事請負等契約	令和9年度	200,000千円
公園整備事業工事請負等契約	令和9年度	200,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	令和9年度	140,000千円
河川海岸維持管理業務委託契約	令和9年度	170,000千円
河川特殊改良事業工事請負等契約	令和9年度	20,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	令和9年度	500,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	令和9年度	720,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	令和9年度	200,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	令和9年度	700,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	令和9年度	200,000千円

津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	令和9年度	200,000千円
海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	令和9年度	200,000千円
河川等災害関連事業工事請負等契約	令和9年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	令和9年度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	令和9年度	80,000千円
急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	令和9年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負等契約	令和9年度	1,000,000千円
水道施設強靱化支援事業費に係る補助金	自 令和9年度 至 令和10年度	48,000千円
港湾海岸施設維持補修事業工事請負等契約	令和9年度	250,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令和9年度	320,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和9年度	250,000千円
港湾補修事業工事請負等契約	令和9年度	600,000千円
高校施設整備事業工事請負等契約	令和9年度	631,551千円
県立高等学校空調設備等賃貸借契約	自 令和9年度 至 令和13年度	13,000千円
総合教育センター照明LED化改修工事請負等契約	令和9年度	99,720千円
特別支援学校施設整備事業工事請負等契約	令和9年度	159,208千円
牟岐少年自然の家宿泊棟外部改修工事請負等契約	令和9年度	17,560千円

駐在所整備等 P F I 事業契約	自 至 令和 9 年 度 令和 30 年 度	11,418千円
徳島東警察署等 P F I 事業契約	自 至 令和 9 年 度 令和 17 年 度	45,243千円
阿波吉野川警察署整備事業工事請負等契約	自 至 令和 9 年 度 令和 13 年 度	6,700,000千円
警察施設防災機能強化事業工事請負等契約	令 和 9 年 度	268,000千円
警察学校体育館改修工事請負等契約	令 和 9 年 度	436,000千円
試験用自動車売買契約	令 和 9 年 度	49,000千円
自動車保管場所システム電子計算機等賃貸借契約	自 至 令和 9 年 度 令和 13 年 度	81,000千円

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 1,152,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
企画事業	28,000			
市町村振興事業	870,000			
防災事業	707,000			
社会福祉事業	271,000			
児童福祉事業	114,000			
公衆衛生事業	81,000			

環境衛生事業	158,000				
保健所事業	224,000				
医薬事業	21,000				
職業訓練事業	19,000				
農業事業	21,000				
畜産事業	475,000				
農地事業	2,614,000				
林業治山事業	2,227,000				
水産事業	1,492,000				
工鉱業関係事業	98,000				
観光事業	296,000				
土木管理事業	210,000				
道路橋りょう事業	11,245,000				
河川海岸事業	7,933,000				
港湾事業	2,091,000				
都市計画事業	1,988,000				
住宅事業	152,000				

	警察関係事業	712,000				
	教育総務事業	589,000				
	高等学校整備事業	4,641,000				
	特別支援学校整備事業	641,000				
	社会教育事業	911,000				
	土木施設災害復旧事業	3,630,000				
	公用公共用施設災害復旧事業	97,000				
	計	45,708,000				

第 2 号

令和 8 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計予算

令和 8 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,765,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 ・ 給 与 集 中 管 理 収 入		千円 35,765,386
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	56,790
	3 諸 収 入	2,401,793
	4 給 与 振 替 収 入	33,306,603
歳 入 合 計		35,765,386

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 ・ 給 与 集 中 管 理 費		千円 35,765,386
	1 用 度 管 理 費	2,458,783
	2 給 与 費	33,306,603
歳 出 合 計		35,765,386

第 3 号

令和 8 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,344,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,344,550
	1 繰 越 金	1,512,963
	2 諸 収 入	831,587
歳 入 合 計		2,344,550

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		千円 2,344,550
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,344,550
歳 出 合 計		2,344,550

第 4 号

令和8年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和8年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ333,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 333,613
	1 繰 入 金	281,867
	2 諸 収 入	51,746
歳 入 合 計		333,613

歳 出

款	項	金 額
1 都 市 用 水 水 源 費 負 担 金		千円 333,613
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	78,027
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	27,183
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	228,403
歳 出 合 計		333,613

第 5 号

令和 8 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 収 入		千円 185,905
	1 繰 越 金	109,007
	2 諸 収 入	76,898
歳 入 合 計		185,905

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 185,905
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	185,905
歳 出	合 計	185,905

第 6 号

令和 8 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,290,531千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 収 入		千円 69,290,531
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	18,414,072
	2 国 庫 支 出 金	20,306,444
	3 前 期 高 齢 者 交 付 金	24,747,321
	4 共 同 事 業 交 付 金	201,619
	5 財 産 収 入	16,700
	6 繰 入 金	4,501,709

	7 繰越金	1,100,000
	8 諸収入	2,666
歳入合計		69,290,531

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 69,290,531
	1 国民健康保険事業費	69,266,165
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	24,366
歳出合計		69,290,531

第 7 号 令和 8 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ738,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 738,791
	1 繰 入 金	172
	2 諸 収 入	470,619
	3 県 債	268,000
歳 入 合 計		738,791

歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 738,791
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	738,791
歳 出	合 計	738,791

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 268,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

令和 8 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,735千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入		千円 14,735
	1 繰 越 金	7,165
	2 諸 収 入	7,570
歳 入 合 計		14,735

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金		千円 14,735
	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	14,735
歳 出 合 計		14,735

第 9 号

令和 8 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 78,351
	1 財 産 収 入	26,696
	2 繰 越 金	51,645
	3 諸 収 入	10
歳 入 合 計		78,351

歳 出

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費		千円 78,351
	1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費	78,351
歳 出 合 計		78,351

第 10 号

令和 8 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ182,471千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 182,471
	1 繰 入 金	967
	2 繰 越 金	171,487
	3 諸 収 入	10,017
歳 入 合 計		182,471

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金		千円 182,471
	1 農 林 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金	182,471
歳 出 合 計		182,471

第 11 号

令和 8 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,719千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 収 入		千円 169,719
	1 財 産 収 入	97,315
	2 繰 入 金	64,128
	3 繰 越 金	6,776
	4 諸 収 入	1,500
歳 入 合 計		169,719

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費		千円 169,719
	1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費	169,719
歳 出 合 計		169,719

第 12 号

令和 8 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2, 218, 346千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2, 218, 346
	1 財 産 収 入	824, 046
	2 繰 入 金	563, 800
	3 繰 越 金	30, 345
	4 諸 収 入	155

	5 県 債	800,000
歳 入	合 計	2,218,346

歳 出

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,218,346
	1 公用地公共用地取得事業費	2,142,824
	2 土地開発基金積立金	75,522
歳 出	合 計	2,218,346

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 800,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 13 号

令和 8 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和 8 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,024,779千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 4,024,779
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,044,101
	2 国 庫 支 出 金	480,000

	3 財 産 収 入	76,780
	4 繰 越 金	9,383
	5 諸 収 入	108,515
	6 県 債	2,306,000
歳 入 合 計		4,024,779

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 4,024,779
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	3,531,076
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	184,500
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費	304,905
	4 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	4,298
歳 出 合 計		4,024,779

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港湾施設小規模改良事業工事請負等契約	令 和 9 年 度	30,000千円
港湾荷役機械売買契約	自 令和9年度 至 令和10年度	150,000千円
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業業務委託契約	令 和 9 年 度	80,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 1,899,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業	180,000			
徳島小松島港津田地区整備事業	227,000			
計	2,306,000			

第 14 号

令和 8 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和 8 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 184,861
	1 財 産 収 入	1,252
	2 繰 越 金	173,504
	3 諸 収 入	10,105
歳 入 合 計		184,861

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 184,861
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	184,861
歳 出 合 計		184,861

第 15 号

令和 8 年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和 8 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,931千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 99,931
	1 財 産 収 入	1,014
	2 諸 収 入	98,917
歳 入 合 計		99,931

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 99,931
	1 奨 学 金 貸 付 金	99,931
歳 出 合 計		99,931

第 16 号

令和 8 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 8 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,455,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 1,455,605
	1 証 紙 収 入	812,301
	2 繰 越 金	643,304
歳 入 合 計		1,455,605

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 1,455,605
	1 他 会 計 繰 出 金	1,455,605
歳 出 合 計		1,455,605

第 17 号

令和 8 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 8 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,624,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 97,624,000
	1 繰 入 金	64,592,000
	2 県 債	33,032,000
歳 入 合 計		97,624,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 97,624,000
	1 公 債 費	97,624,000
歳 出 合 計		97,624,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 33,032,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5 %以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 18 号

令和 8 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	770床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	205,495人
	外	来	241,758人
(3) 1 日	平 均	患 者 数	
	入	院	563人
	外	来	999人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	病院増改築工事費		137,193千円
	医療器械及び備品購入費		592,707千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病 院 事 業 収 益			29,350,015千円
第1項 医 業 収 益			24,873,313千円
第2項 医 業 外 収 益			4,476,702千円
	支	出	
第1款 病 院 事 業 費 用			32,195,405千円
第1項 医 業 費 用			30,923,073千円

第2項 医 業 外 費 用 1,272,332千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,188,703千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,676千円及び過年度分損益勘定留保資金1,187,027千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 6,921,588千円

第1項 企 業 債 700,000千円

第2項 負 担 金 1,214,708千円

第3項 他会計からの借入金 5,000,000千円

第4項 補 助 金 6,880千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 8,110,291千円

第1項 建 設 改 良 費 729,900千円

第2項 企 業 債 償 還 金 2,340,391千円

第3項 他会計からの借入金償還金 5,040,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 700,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 15,569,586千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、7,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	医療器械	内視鏡下手術支援ロボット	一 式

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 19 号

令和 8 年 度 徳 島 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	320,700,000 k W h
	太陽光発電所	4,605,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,422,658千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		5,304,903千円
第 1 項 営 業 収 益		5,190,139千円
第 2 項 財 務 収 益		106,154千円
第 3 項 事 業 外 収 益		8,610千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		4,311,562千円
第 1 項 営 業 費 用		4,160,086千円
第 2 項 財 務 費 用		21千円
第 3 項 事 業 外 費 用		146,455千円
第 4 項 特 別 損 失		2,000千円
第 5 項 予 備 費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,737,475千円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額128,906千円及び過年度分損益勘定留保資金2,608,569千円で補てんするものとする。).

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	102,328千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	4,677千円
第2項 投 資 有 価 証 券 償 還 金	265千円
第3項 他会計長期貸付金等返還金	97,386千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,839,803千円
第1項 建 設 改 良 費	1,422,658千円
第2項 投 資	1,417,145千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所主配電盤電源装置等取替事業工事請負契約	令和9年度	57,089千円
日野谷発電所ガス絶縁開閉装置修繕事業工事請負契約	令和9年度	53,017千円
明神ダム管理橋上部工架替事業工事請負契約	令和9年度	17,731千円
川口ダム3号洪水吐ゲート巻上機取替事業工事請負契約	令和9年度	451,776千円
川口発電所送電線遮断器取替事業工事請負契約	令和9年度	62,509千円
正木ダム監視制御装置等取替事業工事請負契約	令和9年度	20,931千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,035,529千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 20 号

令和 8 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,455,650m ³	吉野川北岸工業用水道	38,803,150m ³
		阿南工業用水道	28,652,500m ³
(3) 1 日平均給水量	184,810m ³	吉野川北岸工業用水道	106,310m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	546,113千円
		阿南工業用水道改良工事	1,288,066千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		1,310,773千円
第 1 項 営 業 収 益		1,228,052千円
第 2 項 営 業 外 収 益		82,721千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		1,228,175千円
第 1 項 営 業 費 用		1,215,727千円
第 2 項 営 業 外 費 用		12,448千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額264,040千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額166,221千円及び過年度分損益勘定留保資金97,819千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,678,008千円
第 1 項 固 定 資 産 売 却 代	704千円
第 2 項 補 助 金	272,250千円
第 3 項 他 会 計 長 期 借 入 金	1,400,000千円
第 4 項 そ の 他 収 入	5,054千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	1,942,048千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,834,179千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	7,744千円
第 3 項 他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金	100,001千円
第 4 項 国 庫 補 助 金 返 還 金	124千円

（債務負担行為）
第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
取水場コントロールセンタ取替事業工事請負契約	令 和 9 年 度	58,664千円

（一時借入金）
第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

254,501千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 21 号

令和 8 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,564千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 12,684千円

第1項 営業収益 7,740千円

第2項 営業外収益 4,944千円

支 出

第1款 事業費用 1,870千円

第1項 営業費用 1,869千円

第2項 営業外費用 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 14,815千円

第1項 他会計長期貸付金返還金 14,815千円

支 出

第1款 資本的支出 50千円

第1項 建設改良費 50千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第 22 号

令和 8 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 4,600千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|----------|
| 第1款 事 業 収 益 | 67,642千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | 63,452千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 4,190千円 |

支 出

- | | |
|---------------|----------|
| 第1款 事 業 費 用 | 48,280千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | 47,845千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 435千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,600千円は、過年度分損益勘定留保資金4,600千円で補てんするものとする。）。

支 出

- | | |
|---------------|---------|
| 第1款 資 本 的 支 出 | 4,600千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 4,600千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第 23 号

令和 8 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 2,835,000m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 7,767m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 流域下水道整備事業 | 46,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,017,103千円
第1項 営業収益	384,168千円
第2項 営業外収益	632,935千円

支 出

第1款 事業費用	1,017,103千円
第1項 営業費用	915,792千円
第2項 営業外費用	101,311千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	626,927千円
-----------	-----------

第1項 企 業 債	322,000千円
第2項 補 助 金	282,581千円
第3項 負 担 金	22,346千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	626,927千円
第1項 建 設 改 良 費	46,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	568,727千円
第3項 他会計長期借入金償還金	12,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 322,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	18,512千円
---------------	----------

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、375,421千円である。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第二十四号

徳島県石油コンビナート等防災本部条例の廃止について

徳島県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例

徳島県石油コンビナート等防災本部条例（昭和五十一年徳島県条例第六十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部が改正され、本県が石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災本部の設置の要件に該当しなくなったことに伴い、徳島県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十五号

徳島県行政手続条例の一部改正について

徳島県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県行政手続条例の一部を改正する条例

徳島県行政手続条例（平成七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」を「第十五条第三項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第三項及び第四項」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」を「第十五条第三項及び第四項並びに」に、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の徳島県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例若しくは規則において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第十五条第四項中「規則」とあるのは、「人事委員会規則」と読み替えるものとする。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法の一部が改正されたことに鑑み、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方式を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十六号

徳島県公益認定等審議会条例の一部改正について

徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

徳島県公益認定等審議会条例（平成二十年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に係る」を「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部が改正されたこと等に鑑み、徳島県公益認定等審議会の委員の資格を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十七号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七條ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七條ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて令和七年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当の改定に鑑み、知事等の期末手当について所要の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十八号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表七十四の項中「徳島市」を「徳島市 鳴門市」に改め、同表七十八の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項1中「、第三項又は第六項」を「又は第五項」に改め、同項2中「同条第二項」を「同条第二項本文」に改め、同項3中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同項10中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項11中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項15及び20中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

徳島県行政財産使用料条例の一部改正について

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の額は、当該各号に定める額とする。

一 電線、電柱その他の工作物及びその附属設備で規則で定めるものの設置のために使用する行政財産の使用料の額 規則で定める額

二 来庁者（所用のため県の庁舎を訪れる者をいう。以下同じ。）以外の者が当該庁舎の来庁者駐車場（来庁者のために県が設置する駐車場であつて、規則で定めるものをいう。）に自動車を駐車する場合の使用料の額 一台一時間につき二百円

第三条に次の一項を加える。

5 前項第二号に規定する使用料の額に係る使用時間は、一時間未満の場合は一時間とし、一時間未満の端数を生じた場合はその端数を一時間として計算するものとする。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第四項第二号に規定する使用料の納付の時期及び方法は、規則で定める。
第七条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年八月一日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上及び行政財産の有効活用を図るため、新たに来庁者以外の者による来庁者駐車場の使用を許可することに伴い、その使用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「公示送達は、」を「公示送達は、公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を徳島県税局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第二十条の七第一項中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に、「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六条若しくは附則第四条第一項」に、「若しくは教育委員会の許可を受けた」を「の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する」に改める。

第二十条の二十七第三項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改める。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 徳島県税条例の一部を改正する条例（平成十九年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条の規定 令和八年四月一日
 - 二 第一条中徳島県税条例第九条及び第二十条の二十七第三項の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- （公示送達に関する経過措置）
- 2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）第九条の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
 - （個人の県民税に関する経過措置）
- 3 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新条例第二十条の七第一項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）以下「令和六年所得税法等改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、「公益信託に対するもの」とあるのは「公益信託に対するもの（令和六年所得税法等改正法附則第三条第一項に規定する特定公益信託のうち、公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定により知事又は教育委員会の許可を受けたものの信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。

提案理由

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、公益信託に係る個人の県民税の所得割の寄附金税額控除等について所要の整備を行うとともに、公示送達の方法を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

徳島県環境審議会設置条例の一部改正について

徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県環境審議会設置条例（平成六年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十人」を「三十人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年八月一日から施行する。

提案理由

附属機関の見直しに伴い、徳島県環境審議会の委員の定数について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十八の二の項及び八十八の三の項中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改め、同表の八十八の四の項中「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改め、同表の八十九の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表の八十九の二の項のイの(1)中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。

提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「十万分の四十一」を「十万分の三十八」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき厚生労働大臣が定める基礎財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、これを標準として条例で定める割合を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号

国民健康保険法施行条例の一部改正について

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十二条」に、「第十九条」を「第二十三条」に改める。

第九条第二項中「八十万円」を「九十万円」に改める。

第十九条を第二十三条とし、第四章中第十八条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十九条 算定政令第十一条の二第一項第二号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第二十条 算定政令第十一条の二第一項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十一条 算定政令第十一条の二第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第二号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)

第二十二條 算定政令第十一条の二第五項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正され、高額医療費負担金に係る医療費の基準額が引き上げられたこと及び新たに子ども・子育て支援納付金が創設されたことに伴い、国民健康保険事業費納付金の算定に関し所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。
第五条に次のただし書を加える。

ただし、別表の九十の項から九十三の項までに掲げる事務に係る手数料は、知事が特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

別表に次のように加える。

九十 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十九条第三項の規定に基づく機械集材装置運転特別教育	三、一三〇円
九十一 労働安全衛生法第七十六条第一項の規定に基づく技能講習	イ はい作業主任者技能講習 二、〇〇〇円 ロ 小型移動式クレーン運転技能講習 五、〇〇〇円 ハ フォークリフト運転技能講習 八、〇〇〇円 ニ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削

九十二 林業架線作業主任者免許規程（昭和四十七年労働省告示第九十六号）第一条第五号の規定に基づく林業架線作業に関する講習	用）運転技能講習 一三、〇〇〇円 ホ 玉掛け技能講習 九、〇〇〇円
九十三 新たに林業に就業するために必要な森林林業に関する基本的な知識及び林業労働安全に関する研修	一七、〇〇〇円 一、〇三〇円

（徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「又は林業」を削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条から第六条まで 削除

第十条第一項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則第四項中「第八条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

林業に関する研修の推進及び業務の効率化を図るため、徳島県立農林水産総合技術支援センターにおいて行っている林業に関する研修の実施体制を見直すことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項を次のように改める。

2 県は、法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業及び法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する法第八十七条の三第一項の規定により市町村が行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」と総称する。）の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる者が、法第八十七条の三第七項（法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第八十七条第五項の規定による当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該農地中間管理機構関連事業の工事を完了公告日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過しない間に当該各号に定める場合該当することとなる場合には、その者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、特別徴収金を徴収する。ただし、当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から連続して農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構に農業の経営若しくは農作業の委託をした期間若しくは同条第五項に規定する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらの期間を合算した期間が十五年以上であるとき又はこれらの期間に連続して農地中間管理機構が当該農地中間管理機構関連事業に係る農用地の所有権を取得する場合にあつては、この限りでない。

一 県が行うもの イ及びロに掲げる額を合算した額

イ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を差し引いた額

(1) 当該農地中間管理機構関連事業に要する費用の額を法第九十一条の二第六項各号に定める場合に該当することとなる行為（以下「目的外用途供用行

為等」という。)に係る土地の面積に割り振って得られる額

(2) 当該農地中間管理機構関連事業につき、法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金を当該目的外用途供用行為等に係る土地の面積に割り振って得られる額

ロ 目的外用途供用行為等により遊休化する施設を当該施設の目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を差し引いた額

(1) 当該収入額から当該目的外用途供用行為等に係る土地に係るものを差し引いた額

(2) (1)の額に当該農地中間管理機構関連事業に要する費用のうち法第九十一条第六項の規定により市町村に負担させる割合を乗じた額

二 市町村が行うもの 当該農地中間管理機構関連事業に対し県が交付する補助金の額(法第二百二十六条の規定により国が交付する補助金の額を除く。)を目的外用途供用行為等に係る土地の面積に割り振って得られる額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部が改正され、農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする土地改良事業の事業主体に市町村が追加されたこと及び当該事業の対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地が追加されたことに鑑み、県が徴収する特別徴収金について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号

道路法施行条例の一部改正について

道路法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表令第七条第九号に掲げる施設及び令第七条第十二号に掲げる器具の項を次のように改める。

令第七条第九号に掲げる施設		建築物				階数が一のもの		階数が二のもの		階数が三のもの		階数が四以上のもの	
		高架の道路の路面下に設ける施設であつて規則で定めるもの		その他のもの		一年		一年		一年		一年	
占用面積一平方メートルにつき						占用面積一平方メートルにつき		占用面積一平方メートルにつき		占用面積一平方メートルにつき			
令第七条第十二号に掲げる器具		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇六を乗じて得た額		時価に〇・〇〇八を乗じて得た額		時価に〇・〇〇六を乗じて得た額		時価に〇・〇〇九を乗じて得た額	
		一日		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇〇六を乗じて得た額		時価に〇・〇〇〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇〇八を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇一三を乗じて得た額		時価に〇・〇〇一五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇一七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇一九を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇二五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇二七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇二九を乗じて得た額		時価に〇・〇〇三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇四五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇四七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇四九を乗じて得た額		時価に〇・〇〇五一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇五五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇五七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇五九を乗じて得た額		時価に〇・〇〇六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇六五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇六七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇六九を乗じて得た額		時価に〇・〇〇七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇七五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇七七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇七九を乗じて得た額		時価に〇・〇〇八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇八五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇八七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇八九を乗じて得た額		時価に〇・〇〇九一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇〇九五を乗じて得た額		時価に〇・〇〇九七を乗じて得た額		時価に〇・〇〇九九を乗じて得た額		時価に〇・〇一〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇一〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇一〇九を乗じて得た額		時価に〇・〇一一一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一一五を乗じて得た額		時価に〇・〇一一七を乗じて得た額		時価に〇・〇一一九を乗じて得た額		時価に〇・〇一二一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一二五を乗じて得た額		時価に〇・〇一二七を乗じて得た額		時価に〇・〇一二九を乗じて得た額		時価に〇・〇一三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一三五を乗じて得た額		時価に〇・〇一三七を乗じて得た額		時価に〇・〇一三九を乗じて得た額		時価に〇・〇一四一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一四五を乗じて得た額		時価に〇・〇一四七を乗じて得た額		時価に〇・〇一四九を乗じて得た額		時価に〇・〇一五一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一五五を乗じて得た額		時価に〇・〇一五七を乗じて得た額		時価に〇・〇一五九を乗じて得た額		時価に〇・〇一六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一六五を乗じて得た額		時価に〇・〇一六七を乗じて得た額		時価に〇・〇一六九を乗じて得た額		時価に〇・〇一七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一七五を乗じて得た額		時価に〇・〇一七七を乗じて得た額		時価に〇・〇一七九を乗じて得た額		時価に〇・〇一八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一八五を乗じて得た額		時価に〇・〇一八七を乗じて得た額		時価に〇・〇一八九を乗じて得た額		時価に〇・〇二〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇一九五を乗じて得た額		時価に〇・〇一九七を乗じて得た額		時価に〇・〇一九九を乗じて得た額		時価に〇・〇二〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇二〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇二〇九を乗じて得た額		時価に〇・〇二一一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二一五を乗じて得た額		時価に〇・〇二一七を乗じて得た額		時価に〇・〇二一九を乗じて得た額		時価に〇・〇二二一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二二五を乗じて得た額		時価に〇・〇二二七を乗じて得た額		時価に〇・〇二二九を乗じて得た額		時価に〇・〇二三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二三五を乗じて得た額		時価に〇・〇二三七を乗じて得た額		時価に〇・〇二三九を乗じて得た額		時価に〇・〇二四一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二四五を乗じて得た額		時価に〇・〇二四七を乗じて得た額		時価に〇・〇二四九を乗じて得た額		時価に〇・〇二五一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二五五を乗じて得た額		時価に〇・〇二五七を乗じて得た額		時価に〇・〇二五九を乗じて得た額		時価に〇・〇二六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二六五を乗じて得た額		時価に〇・〇二六七を乗じて得た額		時価に〇・〇二六九を乗じて得た額		時価に〇・〇二七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二七五を乗じて得た額		時価に〇・〇二七七を乗じて得た額		時価に〇・〇二七九を乗じて得た額		時価に〇・〇二八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二八五を乗じて得た額		時価に〇・〇二八七を乗じて得た額		時価に〇・〇二八九を乗じて得た額		時価に〇・〇二九一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇二九五を乗じて得た額		時価に〇・〇二九七を乗じて得た額		時価に〇・〇二九九を乗じて得た額		時価に〇・〇三〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇三〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇三〇九を乗じて得た額		時価に〇・〇三一〇を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三一五を乗じて得た額		時価に〇・〇三一七を乗じて得た額		時価に〇・〇三一九を乗じて得た額		時価に〇・〇三二一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三二五を乗じて得た額		時価に〇・〇三二七を乗じて得た額		時価に〇・〇三二九を乗じて得た額		時価に〇・〇三三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三三五を乗じて得た額		時価に〇・〇三三七を乗じて得た額		時価に〇・〇三三九を乗じて得た額		時価に〇・〇三四一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三四五を乗じて得た額		時価に〇・〇三四七を乗じて得た額		時価に〇・〇三四九を乗じて得た額		時価に〇・〇三五一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三五五を乗じて得た額		時価に〇・〇三五七を乗じて得た額		時価に〇・〇三五九を乗じて得た額		時価に〇・〇三六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三六五を乗じて得た額		時価に〇・〇三六七を乗じて得た額		時価に〇・〇三六九を乗じて得た額		時価に〇・〇三七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三七五を乗じて得た額		時価に〇・〇三七七を乗じて得た額		時価に〇・〇三七九を乗じて得た額		時価に〇・〇三八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三八五を乗じて得た額		時価に〇・〇三八七を乗じて得た額		時価に〇・〇三八九を乗じて得た額		時価に〇・〇三九一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇三九五を乗じて得た額		時価に〇・〇三九七を乗じて得た額		時価に〇・〇三九九を乗じて得た額		時価に〇・〇四〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇四〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇四〇九を乗じて得た額		時価に〇・〇四一一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四一五を乗じて得た額		時価に〇・〇四一七を乗じて得た額		時価に〇・〇四一九を乗じて得た額		時価に〇・〇四二一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四二五を乗じて得た額		時価に〇・〇四二七を乗じて得た額		時価に〇・〇四二九を乗じて得た額		時価に〇・〇四三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四三五を乗じて得た額		時価に〇・〇四三七を乗じて得た額		時価に〇・〇四三九を乗じて得た額		時価に〇・〇四四一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四四五を乗じて得た額		時価に〇・〇四四七を乗じて得た額		時価に〇・〇四四九を乗じて得た額		時価に〇・〇四五一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四五五を乗じて得た額		時価に〇・〇四五七を乗じて得た額		時価に〇・〇四五九を乗じて得た額		時価に〇・〇四六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四六五を乗じて得た額		時価に〇・〇四六七を乗じて得た額		時価に〇・〇四六九を乗じて得た額		時価に〇・〇四七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四七五を乗じて得た額		時価に〇・〇四七七を乗じて得た額		時価に〇・〇四七九を乗じて得た額		時価に〇・〇四八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四八五を乗じて得た額		時価に〇・〇四八七を乗じて得た額		時価に〇・〇四八九を乗じて得た額		時価に〇・〇四九一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇四九五を乗じて得た額		時価に〇・〇四九七を乗じて得た額		時価に〇・〇四九九を乗じて得た額		時価に〇・〇五〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇五〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇五〇九を乗じて得た額		時価に〇・〇五一一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五一五を乗じて得た額		時価に〇・〇五一七を乗じて得た額		時価に〇・〇五一九を乗じて得た額		時価に〇・〇五二一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五二五を乗じて得た額		時価に〇・〇五二七を乗じて得た額		時価に〇・〇五二九を乗じて得た額		時価に〇・〇五三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五三五を乗じて得た額		時価に〇・〇五三七を乗じて得た額		時価に〇・〇五三九を乗じて得た額		時価に〇・〇五四一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五四五を乗じて得た額		時価に〇・〇五四七を乗じて得た額		時価に〇・〇五四九を乗じて得た額		時価に〇・〇五六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五五五を乗じて得た額		時価に〇・〇五五七を乗じて得た額		時価に〇・〇五五九を乗じて得た額		時価に〇・〇五六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五六五を乗じて得た額		時価に〇・〇五六七を乗じて得た額		時価に〇・〇五六九を乗じて得た額		時価に〇・〇五七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五七五を乗じて得た額		時価に〇・〇五七七を乗じて得た額		時価に〇・〇五七九を乗じて得た額		時価に〇・〇五八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五八五を乗じて得た額		時価に〇・〇五八七を乗じて得た額		時価に〇・〇五八九を乗じて得た額		時価に〇・〇五九一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇五九五を乗じて得た額		時価に〇・〇五九七を乗じて得た額		時価に〇・〇五九九を乗じて得た額		時価に〇・〇六〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇六〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇六〇九を乗じて得た額		時価に〇・〇六一一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六一五を乗じて得た額		時価に〇・〇六一七を乗じて得た額		時価に〇・〇六一九を乗じて得た額		時価に〇・〇六二一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六二五を乗じて得た額		時価に〇・〇六二七を乗じて得た額		時価に〇・〇六二九を乗じて得た額		時価に〇・〇六三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六三五を乗じて得た額		時価に〇・〇六三七を乗じて得た額		時価に〇・〇六三九を乗じて得た額		時価に〇・〇六四一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六四五を乗じて得た額		時価に〇・〇六四七を乗じて得た額		時価に〇・〇六四九を乗じて得た額		時価に〇・〇六五一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六五五を乗じて得た額		時価に〇・〇六五七を乗じて得た額		時価に〇・〇六五九を乗じて得た額		時価に〇・〇六六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六六五を乗じて得た額		時価に〇・〇六六七を乗じて得た額		時価に〇・〇六六九を乗じて得た額		時価に〇・〇六七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六七五を乗じて得た額		時価に〇・〇六七七を乗じて得た額		時価に〇・〇六七九を乗じて得た額		時価に〇・〇六八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六八五を乗じて得た額		時価に〇・〇六八七を乗じて得た額		時価に〇・〇六八九を乗じて得た額		時価に〇・〇六九一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇六九五を乗じて得た額		時価に〇・〇六九七を乗じて得た額		時価に〇・〇六九九を乗じて得た額		時価に〇・〇七〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇七〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇七〇九を乗じて得た額		時価に〇・〇七一〇を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七一五を乗じて得た額		時価に〇・〇七一七を乗じて得た額		時価に〇・〇七一九を乗じて得た額		時価に〇・〇七二一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七二五を乗じて得た額		時価に〇・〇七二七を乗じて得た額		時価に〇・〇七二九を乗じて得た額		時価に〇・〇七三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七三五を乗じて得た額		時価に〇・〇七三七を乗じて得た額		時価に〇・〇七三九を乗じて得た額		時価に〇・〇七四一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七四五を乗じて得た額		時価に〇・〇七四七を乗じて得た額		時価に〇・〇七四九を乗じて得た額		時価に〇・〇七五一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七五五を乗じて得た額		時価に〇・〇七五七を乗じて得た額		時価に〇・〇七五九を乗じて得た額		時価に〇・〇七六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七六五を乗じて得た額		時価に〇・〇七六七を乗じて得た額		時価に〇・〇七六九を乗じて得た額		時価に〇・〇七七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七七五を乗じて得た額		時価に〇・〇七七七を乗じて得た額		時価に〇・〇七七九を乗じて得た額		時価に〇・〇七八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七八五を乗じて得た額		時価に〇・〇七八七を乗じて得た額		時価に〇・〇七八九を乗じて得た額		時価に〇・〇七九一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇七九五を乗じて得た額		時価に〇・〇七九七を乗じて得た額		時価に〇・〇七九九を乗じて得た額		時価に〇・〇八〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八〇五を乗じて得た額		時価に〇・〇八〇七を乗じて得た額		時価に〇・〇八〇九を乗じて得た額		時価に〇・〇八一一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八一五を乗じて得た額		時価に〇・〇八一七を乗じて得た額		時価に〇・〇八一九を乗じて得た額		時価に〇・〇八二一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八二五を乗じて得た額		時価に〇・〇八二七を乗じて得た額		時価に〇・〇八二九を乗じて得た額		時価に〇・〇八三一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八三五を乗じて得た額		時価に〇・〇八三七を乗じて得た額		時価に〇・〇八三九を乗じて得た額		時価に〇・〇八四一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八四五を乗じて得た額		時価に〇・〇八四七を乗じて得た額		時価に〇・〇八四九を乗じて得た額		時価に〇・〇八五一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八五五を乗じて得た額		時価に〇・〇八五七を乗じて得た額		時価に〇・〇八五九を乗じて得た額		時価に〇・〇八六一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八六五を乗じて得た額		時価に〇・〇八六七を乗じて得た額		時価に〇・〇八六九を乗じて得た額		時価に〇・〇八七一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八七五を乗じて得た額		時価に〇・〇八七七を乗じて得た額		時価に〇・〇八七九を乗じて得た額		時価に〇・〇八八一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八八五を乗じて得た額		時価に〇・〇八八七を乗じて得た額		時価に〇・〇八八九を乗じて得た額		時価に〇・〇八九一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇八九五を乗じて得た額		時価に〇・〇八九七を乗じて得た額		時価に〇・〇八九九を乗じて得た額		時価に〇・〇九〇一を乗じて得た額	
		一年		占用面積一平方メートルにつき		時価に〇・〇九〇五を乗じて得た額							

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

道路法施行令の一部が改正されたことに鑑み、道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設に係る道路の占用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、五三九人」を「二、五四二人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七二九人」を「四、七〇二人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動その他学校教育を取り巻く状況の変化等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県教育振興審議会設置条例の一部改正について

徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県教育振興審議会設置条例（平成六年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十人」を「二十五人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

附属機関の見直しに伴い、徳島県教育振興審議会の委員の定数について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部改正について

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、同項ただし書を削る。

第四条の二中「に係る授業料又は受講料については、前条第一項及び第三項」を「その他知事が特別の事情があると認めた者に係る授業料又は受講料は、前条」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

高等学校等の授業料等に係る国の制度の改正に迅速に対応するため、県立高等学校等の授業料等の納付の時期の特例に関する規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号

金属くず取扱業に関する条例の廃止について

金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和八年二月十三日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例

金属くず取扱業に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第五十六号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律が制定され、特定金属くず買受業について届出を義務付ける等の措置が講じられるとともに、古物営業法施行規則の一部が改正され、電線等が取引金額にかかわらず相手方の確認を義務付ける古物とされたことにより、金属くず取扱業に関する条例で定める主要な措置が同法等で対応できるようになること等に鑑み、同条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 42 号

令和7年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費に対する受益市町村負担金について

令和7年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
総合情報通信ネットワークシステム整備事業	徳 島 市	端末局整備事業	26,941,200円	13,470,600円	1/2	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴 門 市	端末局整備事業	19,773,600	9,886,800	1/2	
	小 松 島 市	端末局整備事業	16,513,200	8,256,600	1/2	
	阿 南 市	端末局整備事業	26,248,200	13,124,100	1/2	
	吉 野 川 市	端末局整備事業	18,961,300	9,480,650	1/2	
	阿 波 市	端末局整備事業	19,896,200	9,948,100	1/2	
	美 馬 市	端末局整備事業	32,474,900	16,237,450	1/2	
	三 好 市	端末局整備事業	20,951,240	10,475,620	1/2	
	勝 浦 町	端末局整備事業	12,769,900	6,384,950	1/2	

	上 勝 町	端末局整備事業	12,769,900	6,384,950	1/2		
	佐那河内村	端末局整備事業	12,892,000	6,446,000	1/2		
	石 井 町	端末局整備事業	21,051,730	10,525,865	1/2		
	神 山 町	端末局整備事業	16,592,470	8,296,235	1/2		
	那 賀 町	端末局整備事業	24,896,300	12,448,150	1/2		
	牟 岐 町	端末局整備事業	15,689,614	7,844,807	1/2		
	美 波 町	端末局整備事業	16,583,846	8,291,923	1/2		
	海 陽 町	端末局整備事業	17,773,240	8,886,620	1/2		
	松 茂 町	端末局整備事業	15,665,060	7,832,530	1/2		
	北 島 町	端末局整備事業	16,396,114	8,198,057	1/2		
	藍 住 町	端末局整備事業	17,974,526	8,987,263	1/2		
	板 野 町	端末局整備事業	19,022,450	9,511,225	1/2		
	上 板 町	端末局整備事業	18,199,350	9,099,675	1/2		
	つ る ぎ 町	端末局整備事業	18,712,500	9,356,250	1/2		
	東みよし町	端末局整備事業	16,895,360	8,447,680	1/2		

提案理由

令和7年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 43 号

吉野川下流域用水事業費に対する受益市町負担金について

吉野川下流域用水事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事 業 の 名 称	負 担 市 町	負 担 金
吉野川下流域用水事業	徳島市、鳴門市、阿波市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	通常経費のうち、国庫補助額を除いた額に1/2を乗じて得た額及び特別経費のうち、国庫補助額を除いた額に12/45を乗じて得た額

提案理由

吉野川下流域用水事業費に対する受益市町負担金について、独立行政法人水資源機構法第26条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 44 号

徳島県立体駐車場（仮称）整備工事の請負等契約について

次のとおり工事の請負等契約を締結する。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工	事	名	徳島県立体駐車場（仮称）整備工事
2	工	事	箇 所	徳島市万代町 5 丁目
3	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和 9 年 9 月 30 日まで
4	契	約	金 額	930,160,000円
5	契	約	の 方 法	随意契約
6	契	約	の 相 手 方	姫野組・井上建設・宮建築設計 拡大共同企業体
			代表構成員	徳島市佐古八番町 5 番 7 号
				株式会社 姫野組
			代表取締役社長	姫 野 敬 行
		構 成 員		鳴門市撫養町小桑島字前組16の12
				井上建設株式会社
			代 表 取 締 役	井 上 一 弘
		構 成 員		徳島市福島一丁目 5 番 6 号
				株式会社 宮建築設計
			代 表 取 締 役	宮 本 博

提案理由

工事の請負等契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 45 号

徳島県立農林水産総合技術支援センター漁業調査船建造工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工	事	名	徳島県立農林水産総合技術支援センター漁業調査船建造工事
2	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和10年2月29日まで
3	契	約	金 額	2,271,500,000円
4	契	約	の 方 法	随意契約
5	契	約	の 相 手 方	宮城県気仙沼市朝日町7番地5 株式会社 みらい造船 代 表 取 締 役 木戸浦 健 歓

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 46 号

権 利 の 放 棄 に つ い て

次のとおり権利を放棄する。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

相 手 方	権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
	徳島県中小企業近代化資金貸付金4,877,900円及び違約金に係る債権	回 収 不 能 の た め

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 47 号

権 利 の 放 棄 に つ い て

次のとおり権利を放棄する。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の損害金337,533円に係る債権	回 収 不 能 の た め
		徳島県営住宅の家賃20,000円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の損害金916,819円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の損害金335,322円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の損害金146,270円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の損害金502,722円に係る債権	同 上
			同 上
			同 上

			徳島県営住宅の損害金198,309円に係る債権	同	上
				同	上
			徳島県営住宅の損害金741,150円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金942,480円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金179,957円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の家賃17,020円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金100,916円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金167,483円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金148,980円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金149,893円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の家賃406,500円に係る債権及び損害金66,700円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金298,000円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金409,535円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金544,212円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の家賃538,500円に係る債権及び損害金466,322円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金397,600円に係る債権	同	上
			徳島県営住宅の損害金100,000円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃417,800円に係る債権及び損害金164,700円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金746,902円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金1,266,741円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金19,740円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金607,240円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金821,585円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金272,374円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金167,638円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金563,499円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金425,179円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金1,149,102円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金8,396円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金30,870円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金508,576円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金86,278円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の損害金92,406円に係る債権	同	上	
		徳島県営住宅の家賃156,400円に係る債権	同	上	

		徳島県営住宅の損害金382,966円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金153,741円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金171,090円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金829,583円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金133,974円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金102,083円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金531,570円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金131,845円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金108,695円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金65,660円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金80,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金549,703円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金16,989円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金45,902円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金417,290円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金257,063円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金87,522円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の損害金43,038円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の損害金117,754円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 48 号

権 利 の 放 棄 に つ い て

次のとおり権利を放棄する。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,850円に係る債権	回 収 不 能 の た め
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用570円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,250円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用161,170円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用820円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,050円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用116,370円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用31,805円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100円に係る債権	同 上

			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,240円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,970円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,970円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上

			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,780円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,970円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,350円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,280円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,930円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,440円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,900円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,850円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用64,447円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150,077円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用109,530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用175,051円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,650円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,370円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,752円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,980円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用41,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,290円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,550円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,020円に係る債権	同	上

			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,570円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用110円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,260円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,050円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,660円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,550円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用350円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,400円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,390円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,300円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,000円に係る債権	同	上
			徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,210円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,630円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用360円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用252,380円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用430,352円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,230円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 49 号

包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 令和8年4月1日 |
| 3 契 約 金 額 | 12,571,429円を上限とする額 |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 徳島市福島一丁目7番13-5-504号
生 長 拓 也（弁護士） |

提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 51 号

令和7年度徳島県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度徳島県一般会計補正予算（第8号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

令和7年度徳島県一般会計補正予算（第8号）

令和7年度徳島県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565,463,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 83,423,495	千円 620,500	千円 84,043,995
	3 委託金	1,854,145	620,500	2,474,645
歳入合計		564,842,803	620,500	565,463,303

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 37,070,344	千円 620,500	千円 37,690,844
	5 選 挙 費	553,309	620,500	1,173,809
歳 出 合 計		564,842,803	620,500	565,463,303

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月13日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
名西郡石井町所在 1法人	70,400 ^円	令和7年7月18日	名西郡石井町地内	令和8年1月29日
鳴門市在住 1名	61,050	令和7年8月21日	鳴門市地内	令和8年1月29日
阿波市在住 1名	38,000	令和7年8月25日	阿波市地内	令和8年1月29日
阿波市在住 1名	360,800	令和7年8月25日	阿波市地内	令和8年1月29日
新潟県新潟市所在 1法人	99,056	令和7年9月15日	板野郡上板町地内	令和8年1月29日
阿南市在住 1名	215,000	令和7年10月2日	小松島市地内	令和8年1月29日
徳島市在住 1名	139,381	令和7年10月14日	徳島市地内	令和8年1月29日

徳島市在住 1 名	89,006	令和 7 年11月27日	阿南市地内	令和 8 年 1 月29日
徳島市在住 1 名	603,684	令和 7 年 8 月25日	徳島市地内	令和 8 年 1 月30日
徳島市在住 1 名	94,875	令和 7 年 9 月18日	徳島市地内	令和 8 年 1 月30日
吉野川市所在 1 法人	303,500	令和 7 年 9 月30日	徳島市地内	令和 8 年 1 月30日
徳島市在住 1 名	82,800	令和 7 年11月 5 日	徳島市地内	令和 8 年 1 月30日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月13日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬郡つるぎ町所在 1法人	円 292,000	令和7年8月11日	美馬市地内 (県道穴吹塩之江線)	令和8年1月23日
三好市在住 1名	775,000	令和7年9月5日	三好市地内 (国道439号)	令和8年1月23日
板野郡上板町在住 1名	133,000	令和7年9月22日	板野郡板野町地内 (県道徳島引田線)	令和8年1月23日

報告第3号

損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月13日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

遺失物返還に係る物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 12,100	令和7年10月10日	徳島市地内	令和8年1月30日

報告第4号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月13日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 220	令和7年7月6日	徳島市地内	令和8年1月30日
徳島市在住 1名	280,000	令和7年7月26日	徳島市地内	令和8年1月30日

